

# 公立大学法人広島市立大学 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の基本理念に則り、教職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりや女性が活躍できる職場環境整備を行うよう、一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

## 1 計画期間

2024年4月1日 ～ 2028年3月31日 (4か年)

## 2 計画内容

**目標①：妊娠、出産、育児、介護を支援する制度の充実を図るとともに、教職員に支援制度を周知し、積極的な活用を促進する。**

<取組内容> (2024年4月～)

- ・育児・介護等に関する支援制度について、学内ポータルサイトや電子メール等により教職員に積極的な情報提供を行う。
- ・アンケート調査の実施などを通じてニーズを把握し、妊娠、出産、育児、介護に関する支援制度の充実を図る。

**目標②：教職員の年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。**

<取組内容> (2024年4月～)

- ・教職員の年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、適宜、年次有給休暇の積極的な取得を呼びかける。  
なお、この取組に係り、所属長等が所属職員の年次有給休暇の取得状況を適宜把握できるよう、勤怠管理のデジタル化を検討・実施する。
- ・夏季や年末年始等に休暇の連続取得を奨励するなど、休暇取得日数の増加に向けた取組を検討の上、実施する。
- ・大学運営組織及び業務執行体制の見直しを行うとともに、事業見直しや業務プロセスの標準化、デジタル化等の大学業務改革を推進し、休暇が取得しやすい環境づくりを進める。

**目標③：女性教員の比率を21.6%とする。**

<取組内容> (2024年4月～)

- ・募集情報において本学の男女共同参画の方針、支援制度について積極的に広報する。
- ・女性教員限定公募や女性教員優先採用を実施する。

**目標④：事務職員の時間外勤務時間を月平均15時間未満とする。**

- ・定期的に時間外勤務時間の実態を把握した上で、状況に応じ、業務分担の見直しや業務応援、臨時職員の雇用など組織的に対応し、時間外勤務を抑制する。  
なお、この取組に係り、所属長等が所属職員の時間外勤務の実施状況を適宜把握できるよう、勤怠管理のデジタル化を検討・実施する。
- ・大学運営組織及び業務執行体制の見直しを行うとともに、事業見直しや業務プロセスの標準化、デジタル化等の大学業務改革を推進し、時間外勤務の縮減を図る。
- ・定時退勤の推奨など、時間外勤務の縮減に向けての意識醸成を図る。
- ・年間の業務スケジュール等を踏まえて、業務に即した具体的・計画的な取組を実施することにより、時間外勤務の縮減を図る。

目標⑤：学生及び教職員が安心して学び、働くことができる良好な教育研究・職場環境を維持・確保するため、ハラスメントの根絶に取り組む。

<取組内容> (2024年4月～)

- ・ハラスメント防止推進のため、FD・SD研修の実施等意識啓発を図る。
- ・ハラスメント防止等に関する体制の充実を図る。